

玉村町 五料・飯倉地区 農地利用活性化基本構想



令和6年5月
玉村町経済産業課

目 次

第1章<基本構想策定の背景と目的>

- 1. 基本構想策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1

第2章<状況分析>

1. 玉村町の状況分析

- (1) 玉村町の位置と人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- (2) 玉村町の農業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- (3) 国内の農業を取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・P 3

2. 五料・飯倉地区の状況分析

- (1) 五料・飯倉地区の農地の歴史的背景と概況・・・・・・・・P 4
- (2) 五料・飯倉地区の開発の可能性・・・・・・・・P 5
- (3) 五料・飯倉地区農地活用活性化検討委員会・・・・・・・・P 6
- (4) 五料・飯倉地区住民に対するアンケート結果・・・・・・・・P 7

3. 各計画との位置づけ

- (1) 第6次玉村町総合計画・・・・・・・・・・・・・・・・P 8
- (2) 玉村農業振興地域整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・P 8
- (3) 玉村町都市計画マスタープラン・・・・・・・・P 8

第3章<基本構想>

1. 基本構想

- (1) 基本構想について・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
- (2) 本地区の役割について・・・・・・・・P 9
- (3) 基本構想における基本方針・・・・・・・・P10
- (4) 基本構想のテーマ・・・・・・・・P10
- (5) 検討するエリア・・・・・・・・P10
- (6) 土地利用のイメージマップ・・・・・・・・P11

第4章<実現に向けて>

1. 実現化方策

- (1) 方針・・・・・・・・P12
- (2) スケジュール・・・・・・・・P12
- (3) 役割分担・・・・・・・・P12
- (4) 実現化に向けた課題・・・・・・・・P13

第1章〈基本構想策定の背景と目的〉

1. 基本構想策定の背景と目的

本町では、古くから水稲・小麦の二毛作を中心とした土地利用型農業が営まれ、現在はこの米麦に加え露地野菜や施設野菜などの園芸農業や畜産業など広く営農に取り組み発展してきました。

圃場については、近代化農業に対応するため、昭和40年代から始まった耕地整理（土地改良）により、今まであった区画を拡大し併せて農道や用水路を再整備することで、時代に即した農業の機械化への対応も進んでいます。

しかし一方では、国内において進む農業者の高齢化や後継者不足、農地の減少などが、玉村町においても大きな課題となっており、今後の農地の保全や遊休農地の発生予防、あるいは新たな活用が重要な課題の一つとなっています。

令和4年4月、国では近年の頻発化・激甚化する災害への対応として都市計画法の改正が行われ、市街化調整区域における開発許可基準が厳格化され、浸水想定区域では農地以外の活用が困難となりました。

更に令和6年6月、四半世紀ぶりに、「食料・農業・農村基本法」の改定を行い「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「農業の持続的な発展」「農村の振興」などを柱に、これからの農業の基本理念や政策の方向性を決めました。

このような状況なかで、町では農地の有効的な土地活用の方法を考えていくため、令和3年度から検討会や先進地視察を重ね、令和5年10月、「五料・飯倉地区農地利用活性化検討委員会」を設置し、五料・飯倉地区を中心とした農地の土地利用の活性化施策の検討を開始しました。

本基本構想は、次世代につながる持続可能な産業としての農業の発展と、土地の有効活用の推進を図り、更には担い手育成や交流人口の拡大、雇用機会の確保も図りながら農業拠点の形成を進めていくための指針となるもので、今後の町の取組や基本的な農地活用の方向性を、一つの形として示すものです。



第2章<状況分析>

1. 玉村町の状況分析

(1) 玉村町の位置と人口

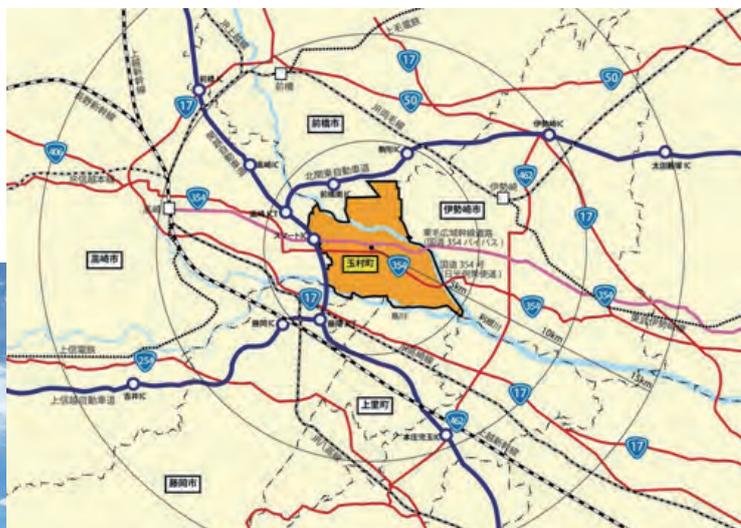
本町は群馬県の南部に位置し、東京から100 km圏内にあり、面積は約5 km四方の25.78km²です。県下の主要都市である、前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市の4市に囲まれているほか、町の南側は埼玉県上里町、本庄市と接しています。町の中央北部には利根川が、南側には烏川が流れ、両河川は町の南東部で合流しています。町内の地形はいたって平坦であり、上毛三山の赤城山、榛名山、妙義山と浅間山等を一望できる自然豊かな地域です。

また、農地景観としては、麦が実りを迎える毎年5月下旬～6月上旬頃、農業委員会を中心に「麦秋の郷」と銘打って、本町の景観を町内外にアピールするなど水田を中心とした田園風景が広がっている特徴があります。

気候は内陸のため、夏は暑く冬は「からっ風」と呼ばれる季節風が吹きます。雨量は夏多く、冬は少ない太平洋側気候であり、一年を通じて晴天の日が多いことが特徴です。

人口については、県内主要都市の通勤圏であることから、ベッドタウンとして1990年代から人口が急増しましたが、2005年の38,254人をピークに、その後減少に転じ2024年4月1日現在、人口は35,637人になっています。少子高齢化の進行により、今後国及び県と同様に人口の減少傾向は続くものと考えられ、総人口は2024年と比較して2030年には33,553人（約94.2%）、2040年には29,996人（約84.2%）になると予想されています。

玉村町の位置 ▷



◁ 麦秋の風景

(2) 玉村町の農業

本町は、群馬県南部に広がる関東平野の西部に位置しており、町の中央北部に利根川、南部に烏川が流れています。耕地面積は約823ha（R6.3 現在）であり、このうち水田は約7割を占め、米麦中心（二毛作）の農業生産活動が展開されています。

農家は兼業農家が多く、農家総数の約8割を占めています。農家戸数は減少していますが、専業・兼業の区分による割合はさほど変わらないまま推移しています。

農地の利用集積は、平成5年に設立した「公益財団法人玉村町農業公社」により、認定農業者や中核的農家を中心に進んできており、県内では上位の73.2%（R6.3）です。

また、土地改良（耕地整理）は町内ほとんどの地域で完了しています。町全体が平坦地という地理的条件を有し、近年の都市化の進展により、米・麦・園芸・畜産の複合経営が増えてきています。

また、近年「いちご」を専作とする新規就農者も目立ってきています。



△ いちごハウス



玉村町農業公社 ▷

(3) 国内の農業を取り巻く環境

国内においては、近年「食と農」に関する関心が集まる中、安全安心な食べ物に対する消費者ニーズが高くなってきており、さらには、農産物を使った特産品活用による地域活性化や町おこしも各地で盛んに行われています。

一方では、災害に対する治水面の機能や生物の生態環境の保護など、農地の持つ多面的な機能も見直されてきています。

近年の動向においては、令和5年農業構造動態調査結果（R5.2）によると農業への民間企業参入も増加し、農地を活用して農業経営を行っている法人経営体は、全国で約3.3万経営体（R4.2）となっており、前年より2.2%増加しています。

2. 五料・飯倉地区の状況分析

(1) 五料・飯倉地区の農地の歴史的背景と概況

本地区は、昭和 57 年度～昭和 63 年度実施の土地改良総合整備事業（五料飯倉地区）【受益面積：約 34ha、事業費 2.2 億円】により整備されました。

一方で、平成 3 年に実施された都市計画法による区域区分（線引きにより市街化調整区域に指定）の影響でかけ込み農転が多く発生し、一部でスプロール現象※が見られます。また、圃場の地権者は 223 名で、耕作者は 205 名（R6.2）です。

地区の北側には、主要地方道綿貫篠塚線（旧国道 354 号）が走り、本町最大の工業地域である東部工業団地にも近接しています。また、西側には矢川、東側には一級河川の利根川、南側には一級河川の烏川が流れ、河川に囲まれた地区です。

更に、町内で最後に実施した耕地整理の地区で、滝川用水の末端に位置するため農業用水の確保には苦慮しております。

また、地区内の農地は利根川の洪水による氾濫および天明の浅間山噴火による影響から、小石混じりの土壌を形成しており、保水能力が低い農地となっています。



※スプロール現象：都市が急速に発展し、都心部から外縁に向かってと無秩序・無計画に市街地開発が不規則に広がる現象。

(2) 五料・飯倉地区の開発の可能性

本地区は、平成3年3月15日に都市計画法による区域区分（線引き）で市街化調整区域に指定されており、今後一団の土地利用転換（開発）を行うに当たっては市街化区域の編入が必要になり、次の要件を満たす必要があります。

(市街化区域の編入要件)

① 上位計画との整合

上位計画である都市計画マスタープランと整合していること。

② 既成市街地要件

50ha以下のおおむね整形の土地の区域における人口密度が40人以上/1haで区域内の人口が3,000人以上。ただし10ha以上の規模の一団の農地は含めない。

③ 進行市街地

既成市街地に接続して現に市街化しつつある区域。

④ 新市街地

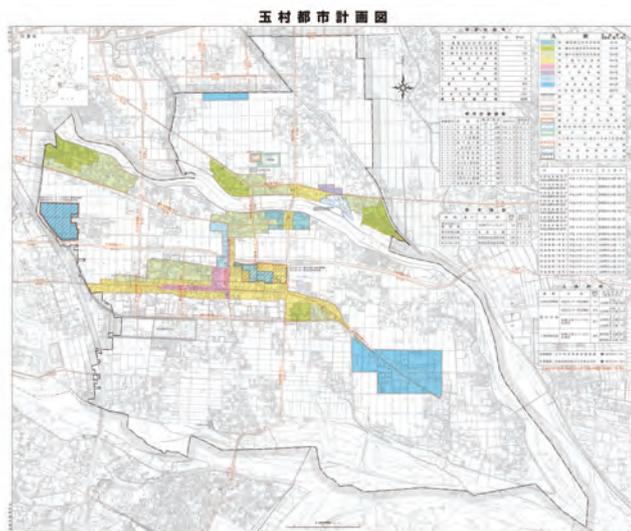
優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。ただし本区域は、都市計画マスタープランに位置付けられている必要があり、かつ飛び地の場合は、おおむね50ha以上の面積が必要。

本地区は、上記要件にいずれも該当しないため、市街化区域編入による一団の開発が難しい状況です。

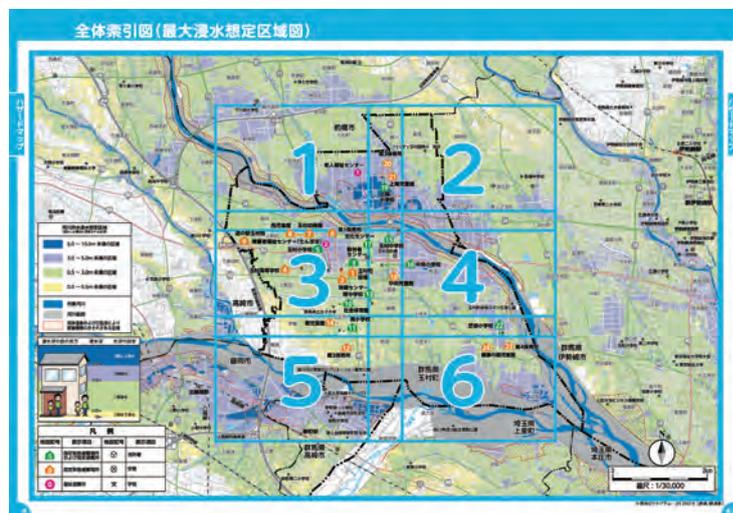
(市街化調整区域内における開発行為)

令和4年4月に都市計画法が改正され、市街化調整区域における開発許可基準が厳格化されたことにより、洪水ハザードエリアにおいて想定最大浸水深が3m以上の場所で行われる開発行為については、安全上及び避難上の対策が講じられる場合を除き、原則許可されないこととなりました。

また、全域を農業振興地域の整備に関する法律（農振法）による農業振興地域に指定されており、大部分の農地は農用区域に区分され保全されるべき農地となっています。



玉村都市計画図



ハザードマップ

(3) 五料・飯倉地区農地利用活性化検討委員会

町は本地区の状況を踏まえ基本構想策定に先立ち、農地としての有効的な土地利用の方法を検討していくため、令和3年度から検討や先進地視察を重ね、令和5年10月に「五料・飯倉地区農地利用活性化検討委員会」を設置しました。

この委員会は、五料・飯倉地区の将来を見据えた農地の活性化を図り、ひいては町全体の活性化を図ることを目的とした組織です。

本委員会で検討した取組や方針を、町が町民の方々に一つの形として示すものが基本構想です。



飯倉ふれあい農園の様子

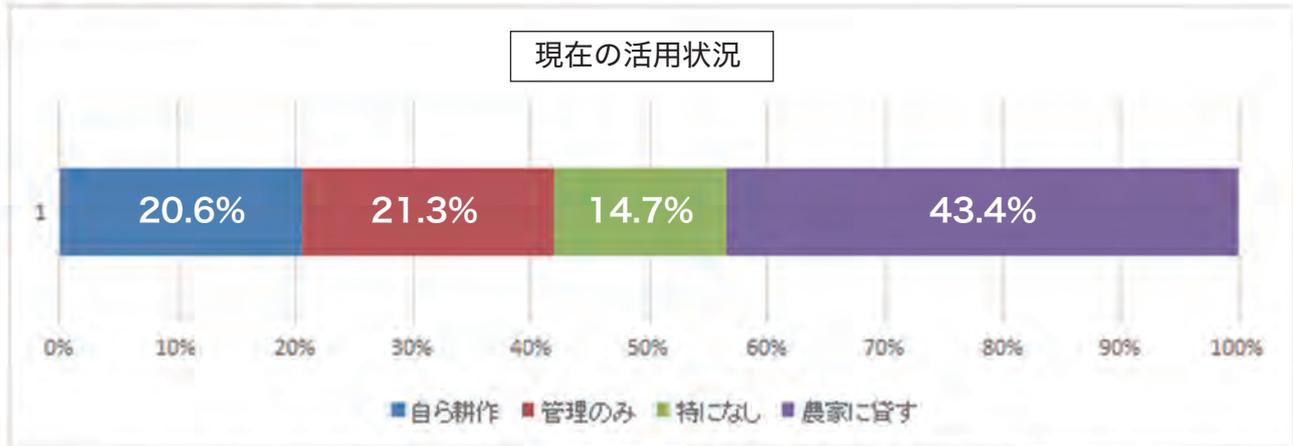
(4) 五料・飯倉地区住民に対するアンケート結果

基本構想策定にあたり、令和6年1月に検討エリア内の地権者及び耕作者を対象とした「土地利用の意向アンケート」を実施し、112名から回答がありました。

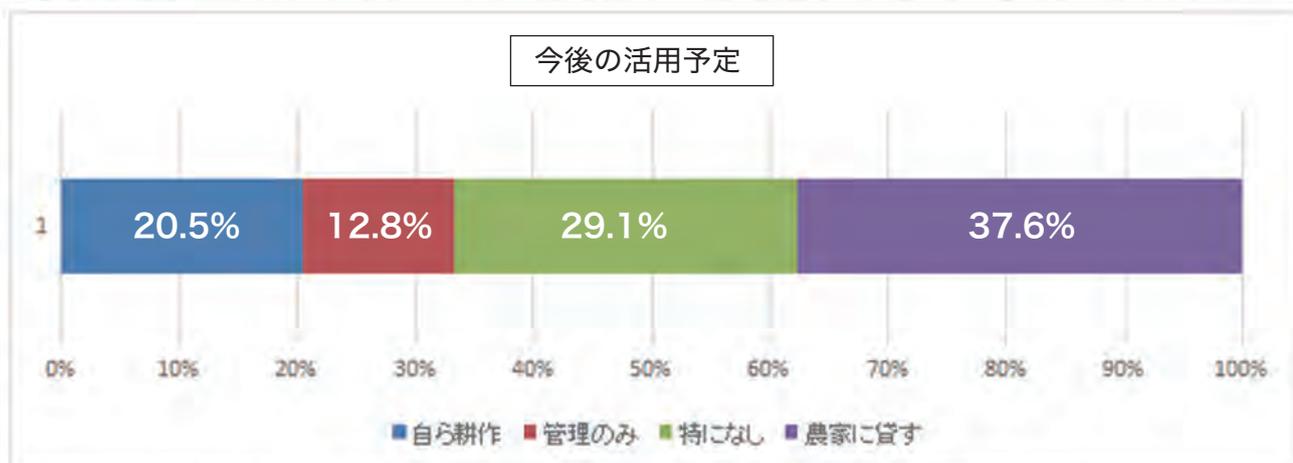
<アンケート対象者>

検討エリアの農地所有者 166名及び、該当農地の耕作者 10名

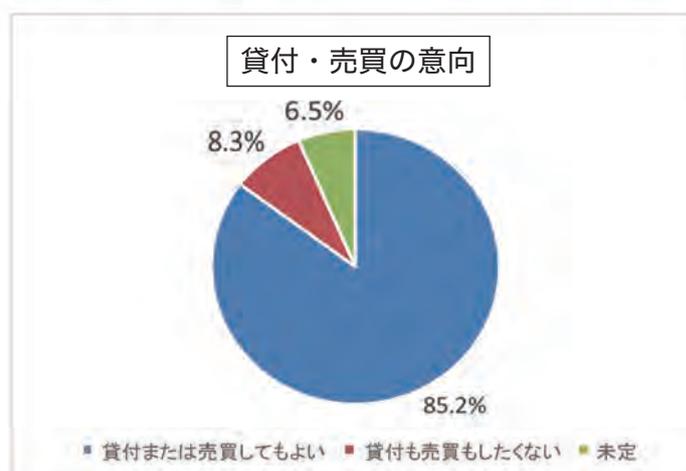
<アンケートレポート>



現在の活用状況としては、管理のみ又は貸している者が多く、自ら耕作する者は少ない。



「現状と変わらず」の者が多く、今後の予定は「特になし」という者は増加。



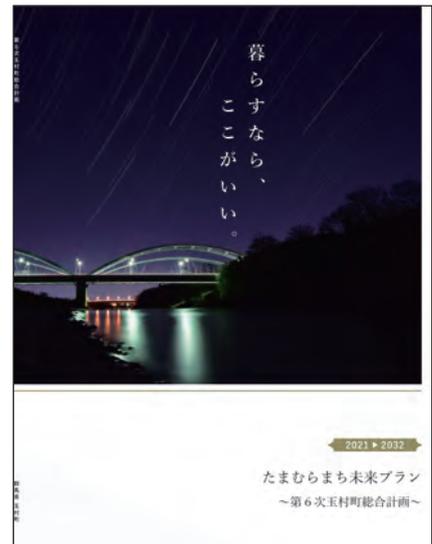
85%以上の方が貸付又は売買に前向きな結果。

3. 各計画との位置づけ

(1) 第6次玉村町総合計画

(令和3年3月策定)

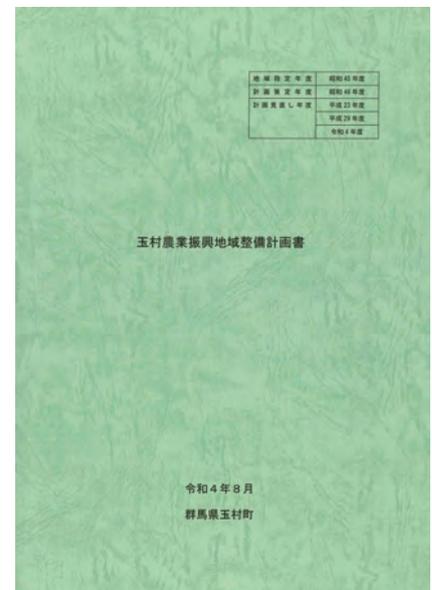
経済産業分野において「笑顔と活気ある地域をつくり、つなげる」を目標に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」や「玉村町人・農地プラン」などの個別計画を中心に農業生産性の効率化や農業経営の安定化を推進していくとしています。



(2) 玉村農業振興地域整備計画

(令和4年8月策定)

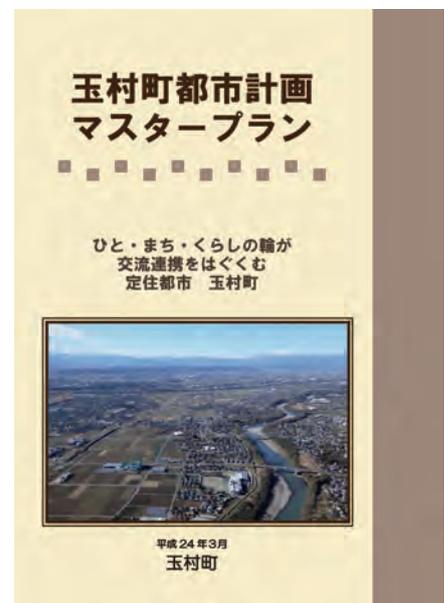
農用地利用計画において農業上の土地利用の方向性の中で、芝根地区については、「利根川と烏川の合流部河川沿いの農地は小石が多く、営農条件が悪いことから農業の近代化を図ることが難しい状況であるため、果樹等への土地利用転換への検討も必要である」としています。



(3) 玉村町都市計画マスタープラン

(平成24年3月策定)

地域別構想の中で、優良な農業生産基盤の保全として「市街地や集落地周辺に広がる優良な農地は、引き続き保全・整備を図り、地域産業の一層の発展や地域活力の向上に努めます」としています。



第3章＜基本構想＞

1. 基本構想

(1) 基本構想について

本地区は農業振興地域として土地基盤整備も実施された優良な一団の農用地域です。過去の天災等の影響により、土壌条件（小石混じりで保水能力が低い）があるものの、国県道など広域交通網にも近接し流通面での高い優位性があります。

また、農地の集団性も確保できる地区であることから、一団の農地活用による効率的な農業環境（生産・流通）の確保が期待できる地区です。

そのため、新たな農業施策に向けたポテンシャルは高く、さまざまな農業の可能性について取り組むとともに、今ある各種課題の解消に向けた事業を実践することができることから、今後町の**農業先進地**とされる土地利用を目指します。

(2) 本地区の役割について

農業先進地として本地区ならではの特徴を持たせるため、次のような役割を担う取組を進めます。

- 水稲にこだわらず農業全般を通して本地区に適した農業形態を見出し、安定した経営が図れる農業の実践取組。
- 本町は目立った特産品がないことから、農業サイドからの地域活性化につなげる話題性の創出、消費拡大への取組。
- 民間企業参入による農業ビジネスを実現し、「省力化」による農業を実践することで、高齢者も含め、年齢を問わない雇用機会の創出の取組。
- 民間企業参画のもと、先端技術であるロボットやAIなどのIoT※技術を生かしたスマート農業※を実施し、「生産性の高い農業」と「省力化」の両立を図るとともに、人材不足や後継者不足などの解消の取組。



※IoT：(Internet of Things) は、あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術であり、日本語ではモノのインターネットと訳されます。

※スマート農業：ロボット技術などを活用し、作業の効率化や品質向上を実現する新たな農業です。

(3) 基本構想における基本方針

前述の内容を踏まえ、当地区は農業利用の活性化を目指して、農地の保全や新たな活用を検討していくため、以下の基本方針を定めることとします。

《基本方針》

- ①「農地を有効利用します」
- ②「地域活性化に繋がる特産品等の創出を目指します」
- ③「農業への参入を促します」

(4) 基本構想のテーマ

基本方針に則り、テーマを以下のとおりとします。

《テーマ》

現状の地域の担い手に加えて新規就農者および参入企業とともに、新たな農地利用の模索と農産物の創出で地域を活性化しつつ、地域の人たちとともに“生き生き”とした暮らしを育み、地域産業の一層の発展と地域活力の向上を目指します。

(5) 検討するエリア (約 30 ha)

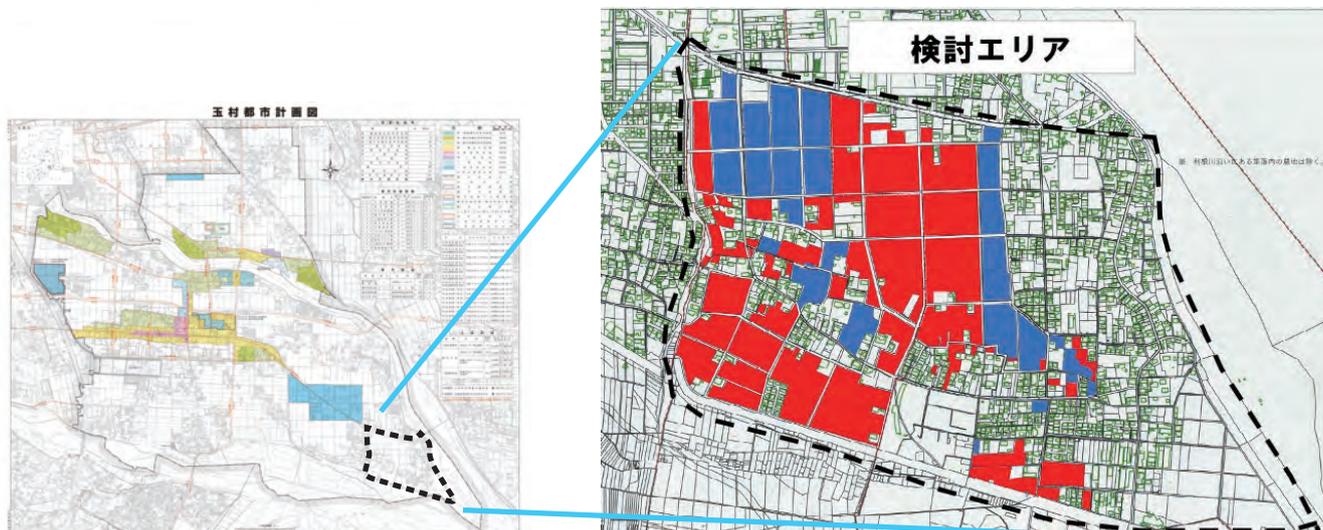
五料・飯倉地区のうち、概ね東側を利根川、西側を矢川、南側を烏川、北側を県道綿貫篠塚線(旧国道354号)に囲まれた次の農地とします。

①田はすべてとします (約 10 ha)

※田が取り残された場合、小規模でも農業用水の確保をしなければならないため。

②畑は集団性のある畑とします (約 20 ha)

※スプロール化の進んだ農地は農業経営としての利用が困難なため農地の集団性を確保できる範囲を対象とし、集落内などの小規模な畑は対象外とします。



(6) 土地利用のイメージマップ

基本方針に則した形で、全体を大きく3つのエリアに分け、有効的に土地利用が進むよう計画します。

ただし地目や状況を都度判断し、エリア分けについては柔軟に対応します。



①「農地を有効利用する」

⇒担い手の経営の安定化を目指して農地の集約集積化を促し、農地の確保を進めるため、農地中間管理機構を通して農地の貸し借りを進めます。また、市民農園としての活用、自然景観の保護、雨水に対する一時貯留、多様な生き物の住処など農地が持つ多面的機能を維持するため農地の保全に努めます。

②「地域活性化に繋がる特産品等の創出を目指す」

⇒当地区は、小石混じりで保水能力が低い土壌であることから、この農地にあった農作物（根菜類・葉茎菜類・果菜類・香辛野菜・果実等）の選定を行い、農家と一体となって新たな特産品を創出していきます。また特産品を創出した後、1次産品として出荷するだけでなく6次産業化を目指し名産品への検討も行います。

③「農業への参入を促す」

⇒農業従事者の高齢化や後継者不足への対策として、また雇用機会の確保のため農業系企業の参入を進めます。また、新規就農者が就農検討する際の候補地として活用します。

第4章<実現に向けて>

1. 実現化方策

(1) 方針

五料・飯倉地区が町の農業の先進地となり、この取組が町中に広がって行くことを目指す本基本構想では、「6次産業化」「農業団地の形成」「農業と福祉の連携」「農業体験の場」「農業外団体等との連携」「担い手育成の場」等の視点を持ちながら、地域の関係者の意向を常に把握しつつ、新しい時代にふさわしい「永続的な農業振興」を進めます。

(2) スケジュール

基本構想・基本方針	令和6年度	令和7年度以降
①「農地を有効利用します」	・土壌成分分析 ・水路施設等ハード状況調査 ・石礫破碎について調査	・土壌成分分析 ・石礫破碎試験実施
②「地域活性化に繋がる特産品等の創出を目指します」	・五料・飯倉地区に適した作物の選定試験	・五料・飯倉地区に適した作物の選定試験 ・成果品を基に特産品作りへの挑戦
③「農業への参入を促します」	・農業参入希望企業誘致活動 ・農業参入希望企業参入支援 ・新規就農者への働きかけ	・農業参入希望企業誘致活動 ・農業参入希望企業参入支援 ・新規就農者への働きかけ

(3) 役割分担

①町の役割

- ア) 農地の賃借等の利用状況を把握した上で、五料・飯倉地区の地権者及び耕作者への農地活用の意向把握の計画全体の説明、方針の合意形成を図ります。
- イ) ハード・ソフト面において、より営農しやすい環境づくりに取り組みます。
- ウ) 営農を希望する耕作者には、耕作が継続できる農地の確保・斡旋を図ります。
- エ) 農業参入希望企業を誘致するためのPRや情報を発信します。
- オ) 適地適作となる奨励作物の選定や導入を促す施策を検討します。
- カ) 生産支援を行います。

②地権者及び耕作者の役割

- ア) 地権者の方は、本基本構想の主旨を理解したうえで、企業参入による農地譲渡の依頼や、農地中間管理機構への貸付けについて依頼があった場合の協力をお願いします。
- イ) 耕作者の方は、本基本構想の主旨を理解していただいたうえで、新たな事業が開始されるまでのあいだ、現耕作地の耕作を継続していただきます。

③参入事業者の役割

- ア) 基本構想の主旨を理解したうえで、各事業者の事業概要（内容、規模、スケジュール、その他要望等）について町と真摯に対話を進めていただきます。また、参入にあっても町内の農家との競争を避けるなどの工夫をお願いします。
- イ) 事業参入する際には、地域住民の暮らしに対し最大限の配慮をお願いします。

(4) 実現化に向けた課題

①農地利用の促進

本地区は小石など混じり合う低利用な農地なので、耕作放棄地が増加しないよう、ソフト・ハード両面について、農地利用促進の検討を進める必要があります。

また、一部水田耕作地もあることから、水田活用交付金に係わるルールの厳格化や畑地化への対応についても検討を行う必要があります。

②町内事業者との連携

特産品等の開発にあたっては、町商工会や町内事業者、町企画部門などと連携・調整を行い、魅力ある特産品づくりを進める必要があります。

③企業誘致へのスタンス

農業系企業誘致は、施設が建設や地元雇用等においてメリットが大きい半面、他の自治体との競争を受けやすい事やなどのデメリットもあります。慎重かつ積極的に進める必要があります。

④地権者や耕作者の意向と一体的な事業推進

地権者の抱える土地への思いや耕作者の耕作に対する考え、参入企業の意向など、異なる意見に耳を傾け、関係者が納得して事業を進められるよう話し合いを丁寧に行っていく必要があります。

⑤土地利用上の法規制

計画地全体が農振農用地区域内かつ都市計画法による市街化調整区域内にある農地であり、開発、建築には制限があることから、施設整備にあたっては、十分に許認可権を持つ関係機関との調整を実施する必要があります。

⑥基本構想の柔軟運用

農地の活用については、社会情勢や法律改正、制度変更などの影響を受けやすいため、定期的な基本構想の見直しと最適化を図る必要があります。



玉村町五料・飯倉地区農地活用基本構想

発行年月日：令和6年5月

発行：玉村町 経済産業課

担当：370-1192

群馬県佐波郡玉村町大字下新田 201

TEL 0270-65-2511

fax 0270-65-2592